

広報かるまい お知らせ版 414号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

高齢者教室「寿大学」の 受講生を募集しています

高齢者が明るく豊かで生きがいのある生活を送るため、令和4年度「寿大学」第50期受講生を募集します。

教養をさらに身につけ、楽しい時間を過ごしましょう！

昨年度の受講生以外で受講を希望される方は、事前に教育委員会事務局までご連絡ください。

■募集要項

【対象者】町内に在住する、おおむね60歳以上の健康な方

【受講料】無料（※教材費などの経費等は自己負担）

【開催時期】5月～11月（全10回程度）

■開講式・第1回講座について

【日時】5月18日（水）10:00～12:00

【会場】農村環境改善センター（役場となり）

【内容】町長講話 講師：軽米町長 山本 賢一

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）

証明書の時間外交付について

① 証明書等の時間外交付

毎週水曜日（休日除く）は、下記の交付を行っています。

〈交付可能な証明書等〉

・印鑑登録証明書、住民票、戸籍証明書

・個人番号カードの交付、申請、更新

② 個人番号カードの休日受付

今月は29日（日）の9:00～16:00まで個人番号カードの交付、申請、更新を受け付けます。

※①②ともに事前に電話等で予約をお願いします。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

第十一回特別弔慰金の 請求について

戦没者等のご遺族に対する第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。

請求期限は、令和5年3月31日までとなっていて、請求期限を過ぎると受給する権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

なお、受給権など、請求について不明な点があるときには町民生活課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

クマの被害に注意しましょう

春先には子連れのクマが早くから活動する可能性が高く、食物を探して広範囲に動き回り、人里周辺にも出没することが予想されます。

クマとの予期せぬ出会いによる人身・農畜産物被害が発生するおそれがありますので、クマの被害に十分注意しましょう。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を適正処理せず、道路や河川、山林、空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為です。

空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨ても不法投棄になります。

不法投棄を行った者は法律により5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。

町では、不法投棄対策として、啓発看板の提供を行っています。希望される方は町民生活課までご連絡下さい。なお、提供できる看板の枚数には限りがあります。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

全国瞬時警報システム （Jアラート）訓練放送の実施

5月18日（水）11:00頃、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉伝達訓練に伴い、町の防災行政無線でもJアラートのテスト放送を行います。

テスト放送の際には、テスト放送であることをお知らせしますが、実際の緊急放送とお間違えの無いようお願いいたします。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問い合わせ先】総務課・総務担当（☎46-4738）